

## 主 文

本件抗告を棄却する。

## 理 由

勾留執行停止の申立は、裁判所の職権の発動を促す趣旨のものであり、裁判所は、これに応答する裁判をすることを要しないものであつて、もとより広島高等裁判所岡山支部がとつた「職権発動せず」との措置により裁判所の決定があつたとは認められないから、これに対し不服申立をすることは許されず、本件抗告は不適法である。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六一年九月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	林	藤	之	輔
裁判官	牧	圭	次	
裁判官	藤	島	昭	
裁判官	香	川	保	一